

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

規 則

○行政組織規則の一部を改正する規則

(人事課)

一

規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十五号

行政組織規則の一部を改正する規則

第一条 行政組織規則(昭和三十五年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第九条の表総務部の項中「行政経営推進課」を「行政経営企画課」に改め、同表環境生活部の項中「再生可能エネルギー室」を「次世代エネルギー室」に改め、同表保健福祉部の項中「医療政策課」の下に、「県立病院再編室」を加え、「新型コロナウイルス調整室、新型コロナウイルスワクチン接種推進室」を削り、同表経済商工観光部の項中「観光政策課、観光プロモーション推進室」を「観光戦略課」に改め、同表土木部の項中「都市計画課」の下に、「都市環境課」を加える。

第十条第二項中「会計課、会計指導検査室」を「出納総務課、出納管理課」に改める。

第十条の二第一項中「第九条及び第十条」を「前二条」に改める。

第十一条行政経営推進課の分掌事務の項中「行政経営企画課」に改め、同項中第九号及び第十号を削り、第十一号を第九号とし、同条総務事務管理課の分掌事務の項第四号中「給与システム」を「給与支給システム及び旅費システム」に改め、同項第五号を削り、同条広報課の分掌事務の項第二号中「行政経営推進課の所管に属するものを除く。」を削る。

第十二条総合政策課の分掌事務の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十三号

までを一号ずつ繰り上げ、同条地域振興課の分掌事務の項第十七号中「こと」の下に「(予算管理に関することに限る。)」を加える。

第十三条環境政策課の分掌事務の項に次の二号を加える。

九 省エネルギーの推進に関すること。

十 再生可能エネルギーの導入に関すること(次世代エネルギー室の所管に属するものを除く。)

第十三条再生可能エネルギー室の分掌事務の項中「再生可能エネルギー室」を「次世代エネルギー室」に改め、同項第一号中「再生可能エネルギー等」を「脱炭素燃料」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 地域と共生した再生可能エネルギー設備の導入促進に関すること。

第十三条食と暮らしの安全推進課の分掌事務の項第十九号中「簡易給水施設」の下に「に係る水質の管理」を加え、同条循環型社会推進課の分掌事務の項第三号中「及び廃棄物再生事業者登録」を削る。

第十四条医療政策課の分掌事務の項中第九号を削り、同項の次に次のように加える。

一 地方独立行政法人宮城県立こども病院及び地方独立行政法人宮城県立病院機構に関すること。

二 仙台医療圏における病院再編(宮城県立精神医療センター及び宮城県立がんセンターに係るものに限る。)に関すること。

第十四条医療人材対策室の分掌事務の項第三号中「高等看護学校」を「旧高等看護学校」に改め、同条長寿社会政策課の分掌事務の項に次の一号を加える。

十四 介護人材に関すること。

第十四条新型コロナウイルス調整室の分掌事務の項及び新型コロナウイルスワクチン接種推進室の項を削り、同条子育て社会推進課の分掌事務の項第三号中「少子対策」を「少子化対策」に改め、同項中第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 児童の療育に関すること。

八 児童の医療費助成に関すること。

十四 母子保健に関すること。

第十四条子ども・家庭支援課の分掌事務の項第二号中「要保護女子」を「困難な問題を抱える女性」に改め、同項中第三号を削り、同項第四号中「及び療育」を削り、同号を同項第三号とし、同

号の次に次の一号を加える。

四 子どもの貧困対策に関すること。

第十四条子ども・家庭支援課の分掌事務の項中第五号を削り、同項第六号中「女性相談員」を「女性相談支援員」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「女性相談センター」を「女性相談支援センター」に改め、同号を同項第六号とする。

第十五条観光政策課の分掌事務の項中「観光政策課」を「観光戦略課」に改め、同項に次の一号を加える。

九 観光客の誘致に関すること。

第十五条観光プロモーション推進室の分掌事務の項を削る。

第十六条農村整備課の分掌事務の項に次の一号を加える。

十二 国土調査に関すること（地域振興課の所管に属するものを除く。）

第十八条都市計画課の分掌事務の項中第十一号から第十五号までを削り、同項の次に次のように加える。

都市環境課

一 公園（自然公園及び松島公園に係るものを除く。）及び緑地の計画、事業及び管理に関すること。

二 都市の緑地の保全及び緑化の推進に関すること。

三 水道及び簡易給水施設に関すること（水質の管理に係るものを除く。）

四 下水道計画に関すること（流域下水道に係るものを除く。）

五 公共下水道に関すること。

六 市町村下水道事業の指導に関すること。

第十九条（見出しを含む。）中「出納局各課室」を「出納局各課」に改め、同条会計課の分掌事務の項及び会計指導検査室の分掌事務の項を次のように改める。

出納総務課

一 出納事務に関する総合的な企画及び調整に関すること。

二 歳入歳出の決算に関すること。

三 指定金融機関等に関すること。

四 会計管理者等の職印及び官印の管理に関すること。

五 本庁及び地方機関に係る監査委員の財務監査の報告、指摘事項等の処理に関すること。

出納管理課

一 会計事務の指導及び研修並びに検査に関すること。

二 県費関係の収入調定の指導、支出命令の審査及び出納に関すること。

三 国の会計事務の処理に関すること。

四 有価証券及び債権証券の保管に関すること。

五 資金管理及び収支計画に関すること。

六 収入証紙に関すること。

七 小切手の振出しに関すること。

八 内部統制の推進に関すること。

第二十一条の第二項の表中「会計課」を「出納総務課」に改める。

第二十一条の四第一項中「又は出納局」を削り、同項の表中「部局」を「部」に改め、同表環境生活部の項中「再生可能エネルギー室」を「次世代エネルギー室」に改め、同表保健福祉部の項を次のように改める。

保健福祉部	医療政策課	県立病院再編室、医療人材対策室
	障害福祉課	精神保健推進室

第二十一条の四第一項の表経済商工観光部の項中

観光政策課	観光政策課	観光プロモーション推進室
	国際政策課	国際ビジネス推進室

を

国際政策課	国際政策課	国際ビジネス推進室
	国際政策課	国際ビジネス推進室

に改め、同表出納局の項を削る。

第二十二条第三項を次のように改める。

3 前二項に掲げる職のほか、次の各号に掲げる職を当該各号に掲げる組織に置き、その職務は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 次の表の上欄に掲げる担当課長（課の特定の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する職をいう。）を同表の中欄に掲げる組織に置き、その職務は、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

担当課長	組 織	職 務

災害援護担当課長	復興支援・伝承課	上司の命を受け、災害援護に係る企画及び調整に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
原子力防災対策担当課長	原子力安全対策課	上司の命を受け、原子力防災の推進及び調整に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
全国知事会担当課長	企画総務課	上司の命を受け、全国知事会等との調整に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
企画・評価担当課長	総合政策課	上司の命を受け、重要施策及び総合計画の企画及び調整並びに行政評価に関する企画及び調整に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
情報システム戦略担当課長	デジタルみやぎ推進課	上司の命を受け、デジタル化の推進、情報システム及び情報ネットワークに関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
地域鉄道担当課長	地域交通政策課	上司の命を受け、鉄道（仙台空港アクセス鉄道を除く。）の施策に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
消費者相談担当課長	消費生活・文化課	上司の命を受け、消費生活に係る相談及び苦情処理その他消費者施策の推進に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
社会福祉指導担当課長	社会福祉課	上司の命を受け、福祉団体の指導及び検査に関する事務並びに生活保護法施行事務の指導に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
地域医療連携担当課長	医療政策課	上司の命を受け、地域医療対策の推進その他医療政策に係る総合的な企画及び調整に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
介護政策担当課長	長寿社会政策課	上司の命を受け、地域包括ケア及び介護人材に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
観光誘客推進担当課長	観光戦略課	上司の命を受け、観光客の誘致に係る企画及び調整に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
農業普及指導担当課長	農業振興課	上司の命を受け、農業技術の改良普及の指導に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
先進的園芸担当課長	園芸推進課	上司の命を受け、先進的園芸の総合的な企画及び調整に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
港湾振興担当課長	港湾課	上司の命を受け、港湾振興に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
空港振興担当課長	空港臨空地域課	上司の命を受け、仙台空港の振興に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
水道事業広域連携担当課長	都市環境課	上司の命を受け、水道事業広域連携に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
住宅管理指導担当課長	住宅課	上司の命を受け、県営住宅等の管理及び指導に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

二 一次の表の上欄に掲げる専門監（課及び室の特定の専門的事項に関する事務を掌理する職をいう。）を同表の中欄に掲げる組織に置き、その職務は、それぞれ同表の下欄に定めるとおりと

専門監	組 織	職 務
危機管理企画専門監	防災推進課	上司の命を受け、危機管理に係る企画及び調査に関する事務を掌理する。
スポーツ振興専門監	スポーツ振興課	上司の命を受け、スポーツの振興に係る施策の推進及びスポーツ団体に関する事務を掌理する。
緑化推進専門監	自然保護課	上司の命を受け、緑化の推進に関する事務を掌理する。
男女共同参画推進専門監	共同参画社会推進課	上司の命を受け、男女共同参画の推進に関する事務を掌理する。
保健福祉政策専門監	保健福祉総務課	上司の命を受け、保健福祉行政の総合的な企画及び調整に関する事務を掌理する。
子ども・子育て支援専門監	子育て社会推進課	上司の命を受け、子ども・子育て支援施策の推進及び調整に関する事務を掌理する。
雇用推進専門監	雇用対策課	上司の命を受け、雇用の推進に関する事務を掌理する。
農業政策専門監	農業政策室	上司の命を受け、農業行政の総合的な企画及び調整に関する事務を掌理する。
事業管理計画専門監	農村振興課	上司の命を受け、農業農村整備事業の事業管理計画に係る調整及び指導に関する事務を掌理する。
農地集積指導専門監	農村整備課	上司の命を受け、ほ場整備事業に伴う農地集積の指導に関する事務を掌理する。
水産林業政策専門監	水産林業政策室	上司の命を受け、水産業及び林業行政の総合的な企画及び調整に関する事務を掌理する。
土木政策専門監	土木総務課	上司の命を受け、土木行政の総合的な企画及び調整に関する事務を掌理する。
総合治水対策専門監	河川課	上司の命を受け、総合治水対策並びに県管理ダムの建設及び管理に係る企画及び調整に関する事務を掌理する。
契約管理専門監	契約課	上司の命を受け、入札及び契約の適正化に関する事務を掌理する。

第二十五条の二第一項中「第二十六条」を「次条」に改める。
 第二十七条第一項の表中「高等看護学校」を削り、同条第二項の表支所長の項中「石巻保健所登米支所」の下に「中央児童相談所黒川支所」を加え、同表総括技術次長の項及び技術次長の項中「出先機関の長及び技術副所長」を削り、同条第六項中「特定の」の下に「専門的事項に関する」を加え、同項の表中水産振興専門監の項及び用地専門監の項を削る。

第三十五条第四項企画総務部の分掌事務の項第三号を削り、同項第四号中「外部評価制度」を「評価委員会及び倫理審査委員会」に改め、同号を同項第三号とし、同項中第五号から第七号をまでを一号ずつ繰り上げ、同項第八号中「の管理及び運営」を「及び気候変動適応センター」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号を削り、同項第十号を同項第八号とする。

第四十条第五項の表中「宮城県仙台保健福祉事務所岩沼支所」を「宮城県仙台保健福祉事務所岩沼地域事務所」に改め、同条第六項第二十五号中「婦人保護事業」を「女性支援事業」に改め、同条第八項第五号中「婦人保護事業」を「女性支援事業」に改め、同項中第十号を第十八号とし、第九号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七 公害の防止に関する連絡調整に関すること（事業担当区域内に位置する保健所の支所の分掌事務に係るものに限る。）。

第四十条第八項第八号の次に次の七号を加える。

九 保護金品等の交付に関すること。

十 生活保護施設に関すること。

十一 生活保護に関すること。

十二 面接相談に関すること。

十三 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。

十四 生活困窮者の自立支援に関すること。

十五 その他更正及び援護に関すること。

第四十条第九項及び第十項を次のように改める。

九 前項の規定にかかわらず、北部保健福祉事務所栗原地域事務所及び東部保健福祉事務所登米地域事務所にあつては、同項第九号から第十五号まで及び同項第十七号に掲げる事務を分掌しないものとする。

10 第六項の所掌事務のうち、支所の分掌事務は、次のとおりとする。

一 保健及び福祉に関する情報提供及び連絡調整に関すること。

二 環境衛生に関する連絡調整に関すること（事業担当区域内に位置する保健所の支所の分掌事務に係るものに限る。）。

第四十六条を次のように改める。

第四十六条 削除

第四十八条第二項中「東部児童相談所に」を「中央児童相談所及び東部児童相談所に」に改め、同項の表中

を

「宮城県東部児童相談所気仙沼支所」	気仙沼市	気仙沼市、本吉郡
「宮城県中央児童相談所黒川支所」	富谷市	富谷市、黒川郡
「宮城県東部児童相談所気仙沼支所」	気仙沼市	気仙沼市、本吉郡

に改め、同条第四項中「東部児童相談所気仙沼支所」を「支所」に改める。

第四十九条の見出し及び同条第一項中「女性相談センター」を「女性相談支援センター」に改め、同条第二項中「女性相談センター」を「女性相談支援センター」に改め、同項第一号中「要保護女子」を「困難な問題を抱える女性」に、「調査、判定及び指導」を「医学的又は心理学的な援助」に改め、「一時保護」の下に「及び情報提供その他の援助」を加える。

第五十三条第二項第五号中「更生医療」を「育成医療及び更生医療」に改める。

第七十条第五項を削る。

第七十四条第一項中「とする」を「である」に改め、同条第二項第一号から第六号までを次のように改める。

一 植物の検疫に関すること。

二 有害動植物防除の企画に関すること。

三 有害動植物防除の指導及び協力に関すること。

四 有害動植物の侵入調査に関すること。

五 有害動植物の発生予察に関すること。

六 農薬の安全かつ適正な使用の確保に関すること（卸売業者等に係るものに限る。）。

第七十四条第二項中第七号及び第八号を削り、同項第九号中「その他」の下に「有害」を加え、同号を同項第七号とする。

第九十条第五項中「第四項」を「前項」に改める。

別表第二宮城県防災会議の項中「復興・危機管理総務課」を「防災推進課」に改め、同表地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会の項中「同」を「県立病院再編室」に改め、同表宮城県国民健康保険運営協議会の項中「（昭和三十三年法律第九十二号）」を削り、同表宮城県公社等外郭団体経営評価委員会の項中「行政経営推進課」を「行政経営企画課」に改め、同表宮城県行政経営推進委員会の項の次に次のように加える。

民間資金等 活用事業検 討委員会	民間資金等の活用による公共施設等の整備等に係る実施方針の策 定、特定事業の選定及び民間事業者の選定に関する重要事項の調査 審議に関すること。	同
------------------------	--	---

別表第二宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進審議会の項を削り、同表安全・安心ま
ちづくり推進委員会の項中「安全・安心まちづくり推進委員会」を「安全・安心まちづくり委員会」
に改め、同項の次に次のように加える。

宮城県犯罪 被害者等支 援審議会	宮城県犯罪被害者等支援助条例(令和五年宮城県条例第四十四号)第 二十三条の規定による犯罪被害者等支援助計画及び犯罪被害者等のた めの施策の重要事項の審議に関すること。	同
------------------------	---	---

別表第二宮城県卸売市場審議会の項を削り、同表宮城県個人情報保護審査会の項中「第三十条の
四十第一項」の下に「(同法第三十条の四十四の十二において読み替えて準用する場合を含む。)」
を加え、「本人確認情報」の下に「及び同法第三十条の四十一第一項の規定による通知に係る附票
本人確認情報」を加える。

別表第三民間非営利活動プラザの項の次に次のように加える。

みやぎハートフルセンタ 1	仙台市	みやぎハートフルセンター管理 運営共同事業体	社会福祉課
------------------	-----	---------------------------	-------

別表第三介護研修センターの項中「大崎市」を「黒川郡大和町」に改め、同表御崎野宮場の項中
「観光政策課」を「観光戦略課」に改め、同表仙台港多賀城地区緩衝緑地の項中「都市計画課」を
「都市環境課」に改める。

第二条 行政組織規則の一部を次のように改正する。

別表第二宮城県個人情報保護審査会の項中「第三十条の四十四の十二」を「第三十条の四十四の
十三」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め
る日から施行する。

- 一 第一条中別表第二宮城県個人情報保護審査会の項の改正規定 情報通信技術の活用による行政
手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等
における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第十六号)
附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日

二 第二条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の

一部を改正する法律(令和五年法律第四十八号)の施行の日